

6-15 土砂災害防止法

建築物の構造規制、特定の開発行為に対する許可制等

1. 土砂災害防止法※の趣旨

※土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律

土砂災害防止法とは、土砂災害から国民の生命を守るため、土砂災害のおそれのある区域について危険の周知、警戒避難体制の整備、一定の開発行為の制限、建築物の構造規制等のソフト対策を推進しようとするものです。

2. 土砂災害防止法に基づく警戒区域・特別警戒区域について

○土砂災害警戒区域では、

- ・地域防災計画への記載、土砂災害ハザードマップによる周知の徹底等
- ・宅地建物取引における措置

◎土砂災害特別警戒区域ではさらに、

- ・特定の開発行為に対する許可制
(対象：住宅宅地分譲、社会福祉施設等のための開発行為)
- ・建築物の構造規制（建築基準法施行令第80条の3に適合させる必要）
- ・土砂災害時に著しい損壊が生じる建築物に対する移転等の勧告

3. 区内の警戒区域・特別警戒区域

世田谷区内では、「土砂災害警戒区域」103箇所、（うち「土砂災害特別警戒区域」80箇所）が東京都により指定されています（令和6年4月1日現在）。

区内の指定状況

町丁名	警戒区域	(うち特別警戒区域)
池尻4丁目の一部	3	3
大蔵3・4・5・6丁目の各一部	13	10
岡本1・2・3丁目の各一部	14	13
尾山台1・2丁目、及び玉川田園調布1丁目の各一部	5	3
上野毛2・3丁目の各一部	7	4
北沢1丁目の一部	1	1
喜多見6丁目の一部	3	1
桜1丁目、及び宮坂1丁目の各一部	1	0
成城1・3・4丁目の各一部	22	15
瀬田1・4丁目の各一部	15	12
代田1丁目の一部	1	1
等々力1・2丁目の各一部	4	4
中町1丁目の一部	3	3
野毛1・2・3丁目の各一部	11	10
計(箇所)	103	(80)

※土砂災害特別警戒区域内への支援制度については105ページをご覧ください。

担当	防災街づくり担当部 市街地整備課 宅地防災促進担当 電話番号 03-6432-7158 ファクシミリ 03-6432-7982
----	--